

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和7年6月熊本県議会定例会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年4月1日施行）

第2条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （6）教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第3条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第277号

令和7年（2025年）6月5日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和7年（2025年）5月29日付け財第28号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。



財第28号

令和7年（2025年）5月29日

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和7年6月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）の関係部分
- 第 11 号 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 号 熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 号 熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 号 専決処分の報告及び承認について

第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,203,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 853,004,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		119,049,845	5,733,963	124,783,808
	1 国庫負担金	43,571,560	891,105	44,462,665
	2 国庫補助金	71,699,274	4,776,358	76,475,632
	3 国庫委託金	3,779,011	66,500	3,845,511
2 繰入金		56,446,689	100,000	56,546,689
	1 基金繰入金	56,232,430	100,000	56,332,430
3 繰越金		1	557,231	557,232
	1 繰越金	1	557,231	557,232
4 諸収入		58,992,329	24,490	59,016,819
	1 雑収入	7,559,455	24,490	7,583,945
5 県債		82,003,000	1,788,000	83,791,000
	1 県債	82,003,000	1,788,000	83,791,000
歳 入 合 計		844,800,410	8,203,684	853,004,094

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,457,310	千円 6,806	千円 1,464,116
	1 議 会 費	1,457,310	6,806	1,464,116
2 総 務 費		41,421,774	112,913	41,534,687
	1 総務管理費	16,265,782	11,692	16,277,474
	2 企 画 費	7,998,418	35,821	8,034,239
	3 統計調査費	1,345,253	65,400	1,410,653
3 民 生 費		106,339,811	585,971	106,925,782
	1 社会福祉費	58,354,006	554,294	58,908,300
	2 児童福祉費	42,928,353	23,647	42,952,000
	3 生活保護費	4,909,152	8,030	4,917,182
4 衛 生 費		60,271,531	1,388,917	61,660,448
	1 公衆衛生費	45,773,989	1,266,722	47,040,711
	2 環境衛生費	11,312,339	103,881	11,416,220
	3 医 薬 費	1,425,046	18,314	1,443,360

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 労 働 費		2,960,291	32,421	2,992,712
	1 労 政 費	230,747	3,482	234,229
	2 失 業 対 策 費	172,761	28,939	201,700
6 農 水 産 業 林 費		67,515,833	2,163,783	69,679,616
	1 農 業 費	17,357,101	1,701,774	19,058,875
	2 農 地 費	24,686,566	405,201	25,091,767
	3 林 業 費	16,095,284	6,262	16,101,546
	4 水 産 業 費	5,880,811	50,546	5,931,357
7 商 工 費		60,001,241	91,596	60,092,837
	1 商 業 費	49,929,447	91,596	50,021,043
8 土 木 費		94,766,880	2,546,229	97,313,109
	1 道 橋 り ょ う 路 費	43,852,216	2,389,479	46,241,695
	2 河 川 海 岸 費	29,645,809	156,750	29,802,559
9 警 察 費		45,042,000	9,720	45,051,720
	1 警 察 管 理 費	39,343,755	9,720	39,353,475

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 道路改築事業 (国道266号上1号橋) 上 天 草 市	令和 8 年度	千円 250,000
2 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和 8 年度	740,143
3 給食業務	令和 8 年度 ～令和 9 年度	37,524
	年次別内訳 令和 8 年度 令和 9 年度	18,762 18,762

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 事務機器等賃借	令和 8 年度 ～令和17年度	千円 5,151,995	(補 正 前 に 同 じ)	令和 8 年度 ～令和17年度	千円 5,161,454
	年次別内訳 令和 8 年度 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	 925,946 879,954 879,408 877,770 830,154 498,041 251,023 3,233 3,233 3,233		年次別内訳 令和 8 年度 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	 928,048 882,056 881,510 879,872 831,205 498,041 251,023 3,233 3,233 3,233

令和7年度6月補正予算総括表

教育委員会

一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
教 育 政 策 課	4,086,132		4,086,132				
学 校 人 事 課	112,724,516	520,393	113,244,909	520,393			
文 化 課	1,098,399	367,333	1,465,732		329,000		38,333
施 設 課	8,024,597		8,024,597				
高 校 教 育 課	2,235,218		2,235,218				
特 別 支 援 教 育 課	244,786		244,786				
学校安全・安心推進課	606,003		606,003				
体 育 保 健 課	2,361,425		2,361,425				
義 務 教 育 課	516,513		516,513				
社 会 教 育 課	1,268,681		1,268,681				
人 権 同 和 教 育 課	29,794		29,794				
一 般 会 計 合 計	133,196,064	887,726	134,083,790	520,393	329,000		38,333

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高 校 教 育 課	374,950		374,950				
-----------	---------	--	---------	--	--	--	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高 校 教 育 課	546,379		546,379				
-----------	---------	--	---------	--	--	--	--

合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	134,117,393	887,726	135,005,119	520,393	329,000		38,333
---------	-------------	---------	-------------	---------	---------	--	--------

教育委員会 令和7年度6月補正予算 内訳

歳出予算補正（一般会計）

(単位:千円)

課 名	事業名	事 業 内 容	補正額
○ 教育費			887,726
○ 教育総務費			520,393
1 学校人事課	就学支援金交付等事業	公立高等学校の生徒への高校生等臨時支援金の支給に要する経費	520,393
○ 社会教育費			367,333
2 文化課(美術館)	県立美術館本館改修整備事業	県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修等に要する経費	367,333
教育委員会 合 計			887,726

債務負担行為補正（追加）

(単位:千円)

No	課名	事 項	期 間	限度額 (追加・変更)	内 容
3	施設課	熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和8年度	740,143	熊本工業高校実習棟改築に係る工事費

第 11 号

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「5,060円」を「5,610円」に、「4,400円」を「4,870円」に、「5,280円」を「5,850円」に、「5,610円」を「6,210円」に、「6,500円」を「7,200円」に、「7,040円」を「7,800円」に、「8,040円」を「8,900円」に、「1,760円」を「1,950円」に、「2,100円」を「2,330円」に、「3,000円」を「3,330円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「1,100円」を「1,220円」に改める。

別表の2の表中「580円」を「650円」に、「250円」を「280円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「660円」を「760円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「4,720円」を「5,420円」に、「2,140円」を「2,460円」に、「350円」を「390円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「460円」を「510円」に、「200円」を「230円」に改める。

別表の3の表中「495,000円」を「547,970円」に、「123,200円」を「136,390円」に、「44,000円」を「48,710円」に、「28,000円」を「31,000円」に、「22,000円」を「24,360円」に、「14,000円」を「15,500円」に、「11,000円」を「12,180円」に、「7,000円」を「7,750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 （ 概 要 ）

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 1 号	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について	1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。 2 内容 使用料を改定する。 （別表関係） 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

第 12 号

熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本武道館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本武道館条例の一部を改正する条例

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,420円」を「2,700円」に、「4,300円」を「4,800円」に、「7,370円」を「8,220円」に、「6,160円」を「6,870円」に、「11,660円」を「13,000円」に、「14,080円」を「15,700円」に、「1,600円」を「1,790円」に、「2,800円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,580円」に、「4,400円」を「4,910円」に、「7,800円」を「8,700円」に、「9,400円」を「10,490円」に、「1,100円」を「1,230円」に、「2,200円」を「2,460円」に、「3,900円」を「4,350円」に、「3,300円」を「3,680円」に、「6,700円」を「7,470円」に、「4,840円」を「5,400円」に、「8,580円」を「9,570円」に、「14,740円」を「16,440円」に、「12,320円」を「13,740円」に、「23,320円」を「26,010円」に、「28,160円」を「31,400円」に、「3,200円」を「3,570円」に、「5,600円」を「6,250円」に、「10,000円」を「11,150円」に、「8,800円」を「9,820円」に、「15,600円」を「17,400円」に、「18,800円」を「20,970円」に、「6,600円」を「7,360円」に、「13,400円」を「14,950円」に、「210円」を「240円」に、「420円」を「470円」に、「730円」を「820円」に、「630円」を「710円」に、「1,150円」を「1,290円」に、「1,360円」を「1,520円」に、「860円」を「960円」に、「1,000円」を「1,120円」に、「1,590円」を「1,780円」に、「1,840円」を「2,060円」に、「2,590円」を「2,890円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 個人使用料

区分	1人1回	回数券 (10回分)	定期券 (1か月)
対象			
一般	190円	1,610円	1,850円
大学生	130円	1,010円	1,450円

高校生			
中学生以下	70円	510円	1,010円

別表の3の表中「370円」を「420円」に、「430円」を「480円」に、「790円」を「880円」に、「860円」を「960円」に、「1,220円」を「1,360円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 2 号	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について	1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。 2 内容 使用料の額及び区分を改定する。 （別表関係） 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

第 13 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,030円」を「1,160円」に、「465円」を「530円」に、「1,410円」を「1,590円」に、「640円」を「720円」に、「510円」を「580円」に、「235円」を「270円」に、「890円」を「1,000円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「340円」に、「135円」を「160円」に、「180円」を「210円」に、「85円」を「100円」に、「90円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「290円」を「330円」に、「900円」を「1,010円」に、「1,300円」を「1,460円」に、「2,860円」を「3,210円」に、「1,800円」を「2,020円」に、「4,070円」を「4,570円」に、「390円」を「440円」に、「175円」を「200円」に、「3,860円」を「4,330円」に、「1,750円」を「1,970円」に、「680円」を「770円」に、「310円」を「350円」に、「405円」を「460円」に、「1,540円」を「1,730円」に、「700円」を「790円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「3,010円」を「3,380円」に、「2,010円」を「2,260円」に、「1,010円」を「1,140円」に、「670円」を「760円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,420円」を「2,720円」に、「10,120円」を「11,360円」に改め、同表中体育室の項中「1,910円」を「2,150円」に、「8,070円」を「9,060円」に改め、同項の次に次のように加える。

小体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間までごとにつき	2,100円
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	1時間までごとにつき	8,820円

別表2の表室内温水プールの項中「2,690円」を「3,020円」に、「3,410円」を「3,830円」に改め、同表照明設備の項中「3,740円」を「4,200円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「1,320円」を「1,490円」に、「660円」を「740円」に、「440円」を「500円」に改め、同表大体育室

冷暖房設備の項中「１１，０００円」を「１２，３５０円」に改め、同表大型映像装置Ａの項及び大型映像装置Ｂの項中「１，１３０円」を「１，２３０円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 （ 概 要 ）

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 3 号	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。 2 内容 使用料の額及び料金区分を改定する。 （別表関係） 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

第 14 号

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「100円」を「120円」に、「160円」を「190円」に、「200円」を「230円」に、「390円」を「450円」に、「780円」を「890円」に、「1,720円」を「1,960円」に、「13,760円」を「15,640円」に、「35,200円」を「39,990円」に、「3,200円」を「3,640円」に、「20,900円」を「23,750円」に改める。

別表の2の表中「40円」を「50円」に、「60円」を「70円」に、「440円」を「500円」に、「660円」を「750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県総合射撃場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 （ 概 要 ）

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 4 号	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について	1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本県総合射撃場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。 2 内容 使用料を改定する。 （別表関係） 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 59 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和23年4月1日から施行する。
（県立学校諸証明手数料徴収条例の廃止）
- 2 県立学校諸証明手数料徴収条例（昭和22年熊本県条例第34号）は、廃止する。
（令和7年度における授業料の納付の猶予の特例）
- 3 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「生徒（通信制の課程の生徒を除く。）」とあるのは、「生徒」と、「又は同法」とあるのは、「若しくは同法」と、「場合」とあるのは、「場合又は知事が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための交付金等の交付が見込まれる場合」と、「第2項」とあるのは、「前2項」と、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」とあるのは、「知事が指定する期間」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条 例 等 議 案 関 係 （ 概 要 ）

議案番号	議 案 名	内 容
第 2 6 号	専決処分の報告 及び承認について	1 専決処分した案件の名称 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 2 専決処分の理由 高校無償化における高等学校等修学支援事業費補助金の高校生等臨時支援の実施に伴い、関係規定を整備する必要があったため。 3 内容 （１）条例改正の内容 令和 7 年度における授業料の納付の猶予に係る特例規定を設ける。（附則第 3 項関係） （２）施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行